

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	砂防課	検索番号	2
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	11条	
許認可等	主務大臣又は知事以外の者の施行する工事の承認			
(根拠規定)				
(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事)				
第十一条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について (平成6年9月28日付け河傾発第44号河川局長通知)				
3 法の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について				
(1) 審査基準について				
ア 第一条(主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する工事)				
主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画の承認は、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、第一二条に規定する築造等の基準に合致するものについて行うこと。				
地すべり等防止法の施行について (昭和33年5月27日付け建発河第90号建設事務次官通達)				
第七 主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する地すべり防止工事				
一 法第一条の規定に基き、主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画について、承認し又は協議に応じようとするときは、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、法第一二条に規定する築造等の基準に合致するものについて行うこと。				
二 地すべり防止工事の承認申請書又は協議書には、少くとも当該工事の施行区域及びその現況並びに当該工事の種類、配置、構造及び規模を記載するよう指導すること。				
(その他)				